

平成 31 年度(2019 年度) 試験問題 (午前の部)

注 意

- (1) 別に配布した答案用紙の該当欄に、試験問題裏表紙の記入例に従って、受験地、受験番号及び氏名を必ず記入してください。答案用紙に受験地及び受験番号をマークするに当たっては、数字の位を間違えないようにしてください。
- (2) 試験時間は、2 時間です。
- (3) 試験問題は、全て多肢択一式で、全部で 35 問あり、105 点満点です。
- (4) 解答は、答案用紙の解答欄の正解と思われるものの番号の枠内をマーク記入例に従い、濃く塗りつぶす方法でマークしてください。
- (5) 解答欄へのマークは、各問につき 1 か所だけにしてください。二つ以上の箇所にマークがされている欄の解答は、無効とします。解答を訂正する場合には、プラスチック消しゴムで完全に消してから、マークし直してください。答案用紙への記入に当たっては、鉛筆(B 又は HB)を使用してください。該当欄の枠内をマークしていない解答及び鉛筆を使用していない解答は、無効とします。
- (6) 答案用紙に受験地、受験番号及び氏名を記入しなかった場合は、採点されません(試験時間終了後、これらを記入することは、認められません。)。
- (7) 答案用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。書き損じても、補充しません。
- (8) 試験問題のホチキスを外したり、試験問題のページを切り取る等の行為は、認められません。
- (9) 試験時間中、不正行為があったときは、その答案は、無効なものとして扱われます。
- (10) 試験問題に関する質問には、一切お答えいたしません。
- (11) 試験問題は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。

第1問 外国人の人権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 普通地方公共団体が、日本国民である職員に限って管理職に昇任することができるとする措置を講ずることは、その職員が公権力の行使に当たる行為を行うことを職務とするものであっても、合理的な理由のない差別的な取扱いに当たる。
- イ 我が国に在留する外国人に対しても、一時的に海外旅行する自由について憲法上の保障が及ぶ。
- ウ 我が国に在留する外国人のうち永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて、法律をもって、当該地方公共団体の長に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されていない。
- エ 我が国に在留する外国人は、政治活動の自由について、我が国の政治的意志決定又はその実施に影響を及ぼす活動等も含め、我が国の国民と同様にその保障が及ぶ。
- オ 在留期間の更新又は変更を受けないで在留期間を経過して我が国に残留する外国人を生活保護の対象とするかどうかは立法府の広い裁量に委ねられているから、当該外国人が緊急に治療を要する場合であっても生活保護の対象としないとの取扱いは、違憲とならない。

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第2問 立法に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 国民は、法律の制定、廃止又は改正を請願することができるが、法人は、法律の制定、廃止又は改正を請願することができない。
- イ 内閣総理大臣は、法律案を国会に提出することができない。
- ウ 法律案は、憲法に特別の定めがある場合を除いては、両議院で可決したときに法律となるが、衆議院で可決し、参議院でこれと異なった議決をした法律案は、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び可決したときに法律となる。
- エ 法律は、国民一般がその内容について知り得る状態に置かれたときに公布されたものとなるが、新聞報道やニュース番組により、ある法律の内容について国民一般が事实上知り得る状態に置かれたとしても、当該法律の公布があったとはいえない。
- オ 立法不作為については、国会には広範な立法裁量が認められることから、違憲であるとの判断をされることはない。

1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

第3問 次の三つの見解は、独立行政委員会を合憲とする見解に関するものである。次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

第1説 独立行政委員会は、内閣のコントロールの下にあり、合憲である。

第2説 独立行政委員会は、国会のコントロールの下にあり、合憲である。

第3説 独立行政委員会は、その職務の特殊性に鑑み、合憲である。

ア 第1説に対しては、内閣が人事権と予算権を有することのみでコントロールの下にあるとすれば、裁判所も内閣から独立していないことになるとの批判がある。

イ 第1説の理由の一つとして、独立行政委員会の職務全般に対して、内閣の直接的な指揮監督が及ぶことが挙げられる。

ウ 第1説の理由の一つとして、憲法第65条は、立法権や司法権と異なり、行政権を内閣に専属させるような限定的な文言を用いていないことが挙げられる。

エ 第2説の理由の一つとして、憲法第65条は行政への民主的コントロールを最終的に求めているものであり、仮に内閣のコントロールが十分に及ばなくとも、国会が直接にコントロールできるならば憲法上許容されることが挙げられる。

オ 第3説の理由の一つとして、多様な行政の中には、特に政治的に中立の立場で処理されなければならない行政事務があるため、内閣から独立の機関に処理させることが憲法上許容されることが挙げられる。

(参考)

憲法

第65条 行政権は、内閣に属する。

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

以下の試験問題については、国際物品売買契約に関する国際連合条約（ウィーン売買条約）の適用は考慮しないものとして、解答してください。

第4問 成年に達したものとみなされていない未成年者に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 法定代理人が目的を定めないで処分を許した財産は、未成年者が自由に処分することができる。

イ 意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に未成年者であったときは、表意者は、その意思表示を取り消すことができる。

ウ 未成年者は、後見人となることができない。

エ 未成年者が認知をするには、その法定代理人の同意を要しない。

オ 未成年者であっても、15歳に達していれば、遺言執行者となることができる。

1 アウ

2 アオ

3 イエ

4 イオ

5 ウエ

第5問 条件に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア ある事実が発生しないことを停止条件とする法律行為は、無効となる。
- イ 不法な停止条件を付した法律行為は、無効となる。
- ウ 解除条件が成就しないことが法律行為の時に既に確定していた場合には、その法律行為は、無効となる。
- エ 単に債務者の意思のみに係る停止条件を付した法律行為は、無効となる。
- オ 不能の解除条件を付した法律行為は、無条件となる。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第6問 取得時効に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 土地の所有権は、一筆の土地の一部のものであっても、時効により取得することができる。
- イ 建物の賃借人は、当該建物の賃貸人による当該建物の敷地の取得時効を援用することができる。
- ウ 賃借権は、時効により取得することができる。
- エ 被相続人の占有によって取得時効が完成した場合に、その共同相続人のうちの一人は、自己の相続分の限度においてのみ取得時効を援用することができる。
- オ 他人の土地を20年間通路を開設することのないまま通行した隣地の所有者は、その他人の土地について、通行地役権を時効により取得することができる。

1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

第7問 混同に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aが所有する甲建物について、Bが1番抵当権の設定を受けた後、Cが2番抵当権の設定を受けた場合において、CがAから甲建物を買い受けてその所有権を取得しても、Cの抵当権は消滅しない。

イ Aが所有する甲土地について、B及びCが地上権の設定を受けて地上権を準共有している場合において、BがAから甲土地を買い受けてその所有権を取得したときは、Bの地上権は消滅する。

ウ Aが所有する甲土地について、Bが地上権の設定を受けた後、CがBの地上権を目的とする抵当権の設定を受けた場合において、CがBを単独で相続したときは、Cの抵当権は消滅する。

エ Aが所有する甲建物を賃借して引渡しを受けたBが、Aから甲建物を買い受けたが、所有権の移転の登記をする前に、CがAから甲建物を買い受けて所有権の移転の登記をしたときは、Bは、Cに対して賃借権を主張することができない。

オ Aが所有する甲土地について、Bが抵当権の設定を受けた後、その抵当権をCの転抵当権の目的とした場合において、BがAから甲土地を買い受けてその所有権を取得しても、Bの原抵当権は消滅しない。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第8問 物権変動に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア Aが、Bの所有する甲土地上の立木を購入し、立木に明認方法を施したが、その後、その明認方法が消失した場合において、Bが甲土地をCに売却したときは、Aは、Cに対して立木の所有権の取得を対抗することができない。
- イ Aが、Bの所有する甲土地に抵当権の設定を受け、その旨の登記がされたが、Bの虚偽の申請によってその登記が不法に抹消され、その後、Bが甲土地をCに売却したときは、Aは、Cに対して抵当権の取得を対抗することができない。
- ウ Aが、Bの所有する甲土地の占有を継続し、取得時効が完成した後、Bが死亡し、Bの相続人であるCが甲土地を単独で相続してその旨の登記がされたときは、Aは、取得時効を援用しても、Cに対して甲土地の所有権の取得を対抗することができない。
- エ Aが、その所有する甲土地をBに売却したものの、その旨の登記がされない間に、Aが甲土地をCに売却してその旨の登記がされ、その後、CがAに甲土地を売却してその旨の登記がされたときは、Bは、Aに対して甲土地の所有権の取得を対抗することができない。
- オ Aが、その所有する甲土地をBに売却してその旨の登記がされた後、BがCに甲土地を売却したが、その旨の登記がされない間に、AB間の甲土地の売買契約が契約の時に遡って合意解除されたときは、Cは、Aに対して甲土地の所有権の取得を対抗することができない。

1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

第9問 占有権の効力に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア Aは、A所有の甲パソコンを占有しているBに対し、所有権に基づき甲パソコンの返還を請求した。この場合において、Aは、Bに占有権原がないことを主張・立証しなければならない。
- イ A所有の甲時計が盗まれ、その事実について善意無過失のBが、公の市場において甲時計を買い受けた。この場合において、Bは、Aから甲時計の回復を求められたとしても、代価の弁償の提供があるまで、甲時計を無償で使用する権限を有する。
- ウ Aは、B所有の甲建物を自己の所有物であると信じて占有し、その修繕や管理を行うとともに、第三者に賃貸して賃料を收受していた。この場合において、Aは、Bに甲建物を返還する際、修繕・管理のために支出した通常の必要費をBから償還させることはできない。
- エ Aは、Bが所有者Cに無断でBの画廊に展示していた甲絵画を、Bの所有物であると過失なく信じて購入した。この場合において、Bが以後Aのために甲絵画を保管する意思を表示したときは、Aは甲絵画を即時取得する。
- オ Aは、Bが所有者Cに無断で占有していた甲自動車を、Bの所有物であると過失なく信じて購入し、現実の引渡しを受けた。この場合において、甲自動車が道路運送車両法による登録を受けた自動車であるときは、Aは甲自動車を即時取得しない。

1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

第10問 次の対話は、添付に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

教授： まず、動産同士の付合について考えてみましょう。Aの所有する甲動産とBの所有する乙動産とが、付合により、損傷しなければ分離することができなくなった場合において、その付合が、Aが権原によって乙動産に甲動産を結合させたために生じたものであるときは、合成物の所有権はどうなるのでしょうか。

学生：ア 乙動産が主たる動産であったとしても、Aが甲動産の所有権を失うことはありません。

教授： では、AがAの所有する甲動産をBに保管させ、Cのために指図による占有移転により質権を設定した場合において、BがBの所有する乙動産を甲動産に付合させて、合成物の所有権を取得したときは、Cの質権はどうなるのでしょうか。

学生：イ Cの質権は消滅します。

教授： 次に、混和について検討しましょう。Aの所有する甲液体とBの所有する乙液体とが混和して識別することができなくなった場合において、甲液体が主たる液体であったときは、混和した液体の所有権はどうなるのでしょうか。

学生：ウ AとBが価格の割合に応じて混和した液体を共有します。

教授： では、動産の加工はどうでしょうか。Aが、Bの所有する甲動産に工作を加えた場合において、Aが材料の一部を供したときは、加工物の所有権は、どうなるのでしょうか。

学生：エ 工作によって生じた価格が甲動産の価格を著しく超えるときに限り、Aがその加工物の所有権を取得します。

教授： 建築途中の未だ独立の不動産に至らない建前に、第三者が材料を提供して工事を施し、独立の不動産である建物として完成させた場合の建物の所有権の帰属について、判例はどのように決定するとしているのでしょうか。

学生：オ その建物の所有権が誰に帰属するかは、動産の付合の規定ではなく、加工の規定により決定するとしています。

- 1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第11問 A, B及びCが各3分の1の持分の割合で甲建物を共有している場合に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 甲建物の分割方法につき、AとBとの間にのみ争いがある場合において、Aが裁判による分割を請求するときは、AはBを相手方としてその訴えを提起すれば足りる。
- イ A, B及びCの間に共有物不分割の特約がある場合でも、Aは、B及びCの承諾を得ずに、自己の持分をDに譲渡することができる。
- ウ Aが死亡し、Aに相続人があることが明らかでない場合には、Aの持分は、その死亡により直ちにB及びCに帰属する。
- エ Aが、自己の持分を放棄した後、当該持分をDに譲渡した場合には、B及びCは、当該放棄に係る持分の移転の登記をしなければ、Dに対し、持分の取得を対抗することができない。
- オ 共有物の分割によってAが単独で甲建物を取得した場合には、B及びCは、甲建物に隠れた瑕疵があっても、Aに対して担保の責任を負わない。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第12問 民法上の動産質権に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 動産質権者は、他人によって質物の占有を奪われた場合には、動産質権に基づいて目的物の返還を請求することができる。
- イ 動産質権は、所有権の客体になり得る物であれば、法律上譲渡が禁止された物であっても、その目的とすることができます。
- ウ 動産質権の被担保債権の弁済期が経過したにもかかわらず動産質権者が弁済を受けなかった場合において、正当な理由があるときは、動産質権者は、裁判所に対し、鑑定人の評価に従って質物をもって直ちに弁済に充てることを請求することができる。
- エ 動産質権の被担保債権の弁済期が経過したにもかかわらず動産質権者が弁済を受けなかったときは、その後、動産質権者と質権設定者は、動産質権者が質物を第三者に売却してその代価をもって弁済に充てることができる旨を約することができる。
- オ 動産質権の設定は、債権者に対して質物を占有改定の方法で引き渡すことによっても、その効力を生ずる。

1 アイ

2 アオ

3 イウ

4 ウエ

5 エオ

第13問 次の対話は、抵当権の効力に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

教授： 抵当権の及ぶ範囲について考えてみましょう。土地に抵当権を設定すると、その土地上の樹木には原則として抵当権の効力が及びます。では、抵当権者と抵当権設定者との合意により、抵当地の上の樹木に抵当権の効力が及ばないことをすることはできますか。

学生：ア はい。抵当権者と抵当権設定者が合意すれば、抵当地の上の樹木に抵当権の効力が及ばないことをとることができます。

教授： AがBから甲土地を賃借し、その賃貸借について対抗要件が具備されている場合において、その後にAが甲土地上に所有する乙建物に抵当権を設定したという事例について考えましょう。乙建物に設定された抵当権の効力は、原則として甲土地の賃借権にも及びますが、その対抗要件はどのようにすれば具備されますか。

学生：イ 乙建物について抵当権の設定の登記がされれば、甲土地の賃借権に抵当権の効力が及ぶことについても対抗力が生じます。

教授： Aが甲土地の所有権を取得した場合には、甲土地の賃借権はどうなりますか。

学生：ウ 甲土地の賃借権は混同によって消滅しますが、抵当権が実行された場合には法定地上権が成立するので、建物競落人は敷地を利用することができます。

教授： AとBとの合意によって甲土地の賃貸借契約を解除することはできますか。

学生：エ 賃貸借契約を合意解除することはできますが、それを抵当権者に対抗することはできません。

教授： 乙建物に設定された抵当権が実行され、Cが乙建物を競落した場合に、Cは、Bの承諾又はこれに代わる裁判所の許可を得なくても、Bに対し、甲土地の賃借権を取得したことを主張することができますか。

学生：オ はい。Cは、Bの承諾又はこれに代わる裁判所の許可を得なくても、Bに対し、甲土地の賃借権を取得したことを主張することができます。

- 1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第14問 抵当権の消滅に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 甲建物に抵当権が設定されていた場合において、互いに主従の関係にない甲建物と乙建物とが合体して新たに丙建物となったときは、その抵当権は、丙建物のうちの甲建物の価格の割合に応じた持分を目的として存続する。
- イ AがB所有の甲不動産を占有して取得時効が完成した後、CがBから抵当権の設定を受けて抵当権の設定の登記がされた。その後、Aが、Cの抵当権の存在を知らずに再度時効取得に必要な期間甲不動産の占有を継続し、取得時効の援用をしたとしても、Cの抵当権は消滅しない。
- ウ 抵当権によって担保されている債務を主債務とする保証の保証人は、抵当不動産を買い受けたときは、抵当権消滅請求をすることができる。
- エ 停止条件付きで抵当不動産を取得した者は、停止条件が成就していない間は、抵当権消滅請求をすることができない。
- オ 抵当権消滅請求は、抵当権の実行としての競売による差押えの効力が発生する前に、しなければならない。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第15問 集合動産を目的とする集合物譲渡担保権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 構成部分の変動する集合動産を目的とする集合物譲渡担保権の効力は、譲渡担保の目的である集合動産の構成部分である動産が滅失した場合にその損害をてん補するために譲渡担保権設定者に対して支払われる損害保険金に係る請求権に及ぶ。
- イ 譲渡担保権設定契約において、その目的物を「譲渡担保権設定者の甲店舗内にある商品一切のうち譲渡担保権設定者が所有する物」と定めたときは、譲渡担保権設定者がいずれの商品について所有権を有するかが外形上明確になっていなくても、譲渡担保権の目的物は特定されている。
- ウ 譲渡担保権設定契約において、その目的物を「甲倉庫内に保管された商品乙50トン中20トン」と定めたのみでは、譲渡担保権の目的物が特定されているとはいえない。
- エ 構成部分の変動する集合動産を目的として集合物譲渡担保権が設定され、譲渡担保権者が占有改定の方法によって対抗要件を具備したときは、譲渡担保権者は、その後に新たにその集合動産の構成部分となった動産についても、譲渡担保権を第三者に対して主張することができる。
- オ 構成部分の変動する集合動産を目的とする集合物譲渡担保権設定契約において通常の営業の範囲内でその構成部分である動産を売却する権限を付与されていた譲渡担保権設定者が、その範囲を超えた売却をした場合において、譲渡担保権者が対抗要件を具備していたときは、売却された動産が集合物から離脱したかどうかにかかわらず、その所有権は、譲渡担保権の負担付きで買主に移転する。

1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

第16問 保証に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 保証契約の締結後に、債権者と主債務者が主債務の弁済期を早める合意をしたときは、保証債務の履行期も同様に変更される。
- イ 主債務者Aの主債務についてB及びCの二人の保証人があり、Bが全額を弁済した場合において、AがBに対して求償債務を承認したとしても、BのCに対する求償権について消滅時効の中斷の効力は生じない。
- ウ 主債務者Aの主債務についてB及びCの二人の保証人がある場合において、Bが全額を弁済する旨の保証連帯の特約があるときは、Bは、債権者から保証債務の履行を求められた際に検索の抗弁及び催告の抗弁を主張することができない。
- エ 主債務者Aから委託を受けて保証人となったBがAに対して事前求償権を取得し、その後に弁済によって事後求償権を取得したときは、事後求償権の消滅時効は事前求償権を行使することができる時から進行する。
- オ AがBに対して中古車を売ったことに基づくAの債務をCが保証した場合において、Bがその代金を支払った後にAの債務不履行によって当該中古車の売買契約が解除されたときは、Cは、Aの既払代金返還債務についても保証の責任を負う。

1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第17問 債権譲渡に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア Aが種類物である商品甲をBに売却することによって将来有することになる一切の代金債権をCに譲渡したとしても、その債権譲渡契約は、譲渡の目的が特定されていないから、無効である。
- イ 将来発生すべき債権を目的とする債権譲渡契約は、その目的とされる債権が発生する相当程度の可能性が契約締結時に認められないときは、無効である。
- ウ 債権の譲受人が譲渡人の委託を受け、債務者に対し、譲渡人の代理人として債権の譲渡の通知をしたときは、譲受人は、その債権の譲渡を債務者に対抗することができる。
- エ 謙渡禁止特約が付された債権が譲渡された場合において、譲受人がその特約を知っていたときは、譲渡人は、譲渡が無効であることを主張して、債務者に対し、その債務の履行を請求することができる。
- オ 謙渡禁止特約が付された債権について差押えをした者は、その特約を知っていた場合であっても、転付命令を得て当該債権を取得することができる。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第18問 隔地者間の契約の成立に関する次の1から5までの記述のうち、隔地者であるAとBとの間で契約が成立するものは、どれか。

なお、A及びBはいずれも商人でないものとする。

- 1 Aは、Bに対して承諾の期間を定めて契約の申込みをしたが、その通知が到達する前に、その申込みを撤回する旨をBに伝えた。その後、Bは当初の申込みにおいて定められた承諾の期間内に承諾の意思表示をした。
- 2 Aは、Bに対して承諾の期間を定めないで契約の申込みをしたが、その通知が到達した後、Bが諾否を判断するのに必要と考えられる時間が経過する前に、その申込みを撤回する旨をBに伝えた。その後、Bは承諾の意思表示をした。
- 3 Aは、Bに対して申込みの通知を発した後に死亡し、Bは、その通知が到達する前にその事実を知った。その通知が到達した後、Bは承諾の意思表示をした。
- 4 Aは、Bに対して承諾の期間を定めて契約の申込みの通知を発したが、その通知は、交通事情により到達が遅れたため、承諾期間経過後にBに到達した。Bは、Aに対して延着の通知をするとともに、承諾の意思表示をした。
- 5 Aは、Bに対して、撤回する権利を留保した上で、承諾の期間を定めないで契約の申込みをしたが、その後、これを撤回する旨の通知を発した。その通知は、交通事情により到達が遅れたため、Bが承諾の意思表示を発した後に到達した。Bは、通常の場合にはBが承諾の通知を発する前にAによる撤回の通知が到達するはずであったことを知っていたが、Aに対して延着の通知をしなかった。

第19問 民法第714条第1項所定の法定の監督義務者の責任に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 不法行為をした未成年者が責任を弁識する知能を備えている場合であっても、その未成年者の監督義務者が監督義務を果たさなかったことと損害との間に相当因果関係が認められるときは、監督義務者は民法第714条第1項に基づく責任を負う。
- イ 責任を弁識する知能を備えていない未成年者の行為により火災が発生した場合には、失火ノ責任ニ関スル法律にいう「重大ナル過失」の有無は未成年者の監督義務者の監督について考慮され、監督義務者は、その監督について重大な過失がなかったときは、当該火災により生じた損害を賠償する責任を免れる。
- ウ 民法第714条第1項所定の法定の監督義務者に当たらない者であっても、責任無能力者との身分関係等に照らし、第三者に対する加害行為の防止に向けてその者が当該責任無能力者の監督を現に行いその態様が単なる事実上の監督を超えていたなどその監督義務を受けたとみるべき特段の事情が認められる場合には、法定の監督義務者に準すべき者として、同項が類推適用される。
- エ 責任を弁識する知能を備えていない未成年者が、通常は人身に危険が及ぶものとはみられない行為によってたまたま人身に損害を生じさせた場合には、その親権者は、当該行為について具体的に予見することができなかつたときであっても、当該行為から生じた損害について、民法第714条第1項に基づく責任を負う。
- オ 夫婦の一方が認知症により責任を弁識する能力を有しないときは、同居する配偶者は、民法第714条第1項所定の法定の監督義務者に当たる。

(参考)

民法

第712条 未成年者は、他人に損害を加えた場合において、自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていなかつたときは、その行為について賠償の責任を負わない。

第713条 精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある間に他人に損害を加えた者は、その賠償の責任を負わない。ただし、故意又は過失によって一時的にその状態を招いたときは、この限りでない。

第714条 前二条の規定により責任無能力者がその責任を負わない場合において、その責任無能力者を監督する法定の義務を負う者は、その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、監督義務者がその義務を怠らな

かったとき、又はその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

2 (略)

失火ノ責任ニ関スル法律

民法第709条ノ規定ハ失火ノ場合ニハ之ヲ適用セス但シ失火者ニ重大ナル過失アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス

1 アイ

2 アオ

3 イウ

4 ウエ

5 エオ

第20問 実親子関係に関する次の1から5までの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものは、どれか。

- 1 嫡出否認の訴えは、子に親権を行う母がないときは、検察官を被告として提起しなければならない。
- 2 母と嫡出でない子との間の実親子関係は、母が認知をしなければ、生じない。
- 3 妻が、夫の死亡後に、冷凍保存されていた当該夫の精子を用いた人工生殖によって、子を懐胎し出産した場合には、当該夫と当該子との間に実親子関係は生じない。
- 4 ある女性が、別の女性の卵子を用いた生殖補助医療によって、子を懐胎し出産した場合には、当該卵子を提供した女性と当該子との間に実親子関係が生ずる。
- 5 妻が婚姻中に懐胎して婚姻中に子を出産した場合であっても、夫と当該子との間に生物学上の父子関係が認められないことがDNA型鑑定により明らかであるときは、当該子について嫡出の推定は及ばない。

第21問 養子縁組に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 普通養子縁組の届出が受理された後に、養子が養親よりも年長であったことが判明したときは、当該縁組の当事者的一方は、他方に対する取消しの意思表示をすることにより、当該縁組を取り消すことができる。
- イ 普通養子縁組の当事者は、養子が15歳未満であって離縁後にその法定代理人となるべき者がないときは、離縁の訴えによらなければ、離縁をすることができない。
- ウ 夫婦が共に未成年者を養子とする普通養子縁組をした後に、当該養子が未成年者である間に離縁をするには、その夫婦の一方がその意思を表示することができないときを除き、夫婦が共にしなければならない。
- エ 特別養子縁組において、養親となる夫婦の一方が25歳に達しているときは、他の一方が20歳に達していなくても、当該夫婦は養親となることができる。
- オ 特別養子縁組の養親は、縁組を継続し難い重大な事由があっても、家庭裁判所に対して特別養子縁組の当事者を離縁させることを請求することはできない。

1 アウ

2 アエ

3 イエ

4 イオ

5 ウオ

第22問 遺言に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア　満15歳に達した未成年者は、他人の遺言の証人になることができる。
- イ　自筆証書によって遺言をするに当たっては、押印の代わりに花押を用いることができる。
- ウ　秘密証書による遺言がされた場合には、その遺言書の保管者は、相続の開始を知った後、遅滞なく、これを家庭裁判所に提出して、その検認を請求しなければならない。
- エ　遺言者は、その遺言を撤回する権利を放棄することができる。
- オ　疾病によって死亡の危急に迫った者は、証人に遺言の趣旨を口授する方式によって、遺言をすることができる。

1　アイ　　2　アエ　　3　イオ　　4　ウエ　　5　ウォ

第23問 夫婦であるA及びBは、子C、D及びEをもうけ、Cは、Fと婚姻し、Fとの間に子Gをもうけた。その後、Cが死亡し、さらにその1年後、Aは死亡した。Aは、Aが死亡する半年前にFに対して生計の資本として1800万円を贈与した上、Eに対して600万円を遺贈した。また、Aは、死亡時に、遺贈した財産を除いて3000万円を有していた。この事例において、Aの相続に関する関係者の具体的相続分の額を記載した後記1から5までのうち、正しいものは、どれか。

なお、遺産分割の対象となる財産並びに贈与及び遺贈の目的財産の価額は相続開始時の価額を示しており、その後に価額の変動はないものとする。

- 1 Bは1800万円、Dは900万円、Eは300万円
- 2 Bは1800万円、Dは600万円、Eは0円、Gは600万円
- 3 Bは1800万円、Dは600万円、Eは0円、Fは300万円、Gは300万円
- 4 Bは2700万円、Dは900万円、Eは300万円、Gは900万円
- 5 Bは2700万円、Dは900万円、Eは300万円、Fは450万円、Gは450万円

第24問 共同正犯に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア A及びBがCの殺害を共謀したが、BがDをCと誤認して殺害したときは、Aには、Dに対する殺人罪の共同正犯は成立しない。
- イ AがBからCを毒殺する計画を打ち明けられるとともに、毒物の入手を依頼されて承諾し、致死性の毒物を入手してBに手渡した場合において、Bが殺人の実行に着手しなかったときは、Aには、殺人予備罪の共同正犯が成立する。
- ウ 他人の財物を業務上占有するAが、当該財物の非占有者であるBと共に謀の上、横領行為に及んだときは、Bには、刑法第65条第1項により業務上横領罪の共同正犯が成立し、同条第2項により単純横領罪の刑が科されることとなる。
- エ A及びBが共謀の上、C所有の建造物を損壊している際、A及びBの知らないところで、DがA及びBに加勢するつもりで、当該建造物を損壊する行為を行ったときは、Dには建造物損壊罪の共同正犯は成立しない。
- オ A及びBがCに対する暴行・傷害を共謀し、Cの下に赴いて、こもごもCを殴打する暴行を加えているうち、Bがその際のCの言動に立腹してCに対する殺意を覚え、持っていた刃物でCを刺して殺害したときは、Aには傷害致死罪の共同正犯ではなく、傷害罪の共同正犯が成立する。

(参考)

刑法

第65条 犯人の身分によって構成すべき犯罪行為に加功したときは、身分のない者であっても、共犯とする。

2 身分によって特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第25問 放火罪に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 放火罪にいう「焼損」といえるためには、目的物の重要な部分が焼失してその効用が失われる状態に達することを要せず、目的物が独立して燃焼を継続し得る状態に達すれば足りる。

イ 現に人が住居に使用する建造物に放火する目的で、その居室内に敷かれていた布団に点火したものの、同布団及びその下の畳を焼損したにとどまるときは、現住建造物等放火未遂罪が成立する。

ウ 放火罪にいう「公共の危険」とは、不特定かつ多数の人の生命、身体又は財産に対する危険をいう。

エ 現住建造物等放火罪にいう「現に人が住居に使用する」の「人」には、犯人も含まれる。

オ 1個の放火行為により、現住建造物を焼損する目的で、当該現住建造物とこれに隣接する非現住建造物とを焼損したときは、現住建造物等放火罪のみが成立する。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第26問 名誉毀損罪に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 名誉毀損罪における名誉の主体である「人」は、自然人に限られ、法人を含まない。
- イ 名誉毀損罪が成立するためには、現実に人の社会的評価を低下させたことまでは要しない。
- ウ 「公然」と事実を摘示したといえるためには、摘示された事実を不特定又は多数人が認識することのできる状態に置くだけでは足りず、現実に認識することを要する。
- エ 名誉毀損罪が成立するためには、人の社会的評価を低下させる事実を摘示することの認識があれば足り、積極的に人の名誉を毀損する目的・意図を要しない。
- オ 専ら公益目的で、公然と公共の利害に関する事実を摘示し、人の名誉を毀損する行為をした者が当該事実の真実性を証明し得なくとも、真実性を誤信したことにつき確実な資料、根拠に照らし相当の理由があるときは、名誉毀損罪は成立しない。

1 アイ

2 アウ

3 イエ

4 ウオ

5 エオ

第27問から第34問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、解答してください。

第27問 株式会社の設立に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 株式会社を設立する場合において、成立後の株式会社が定款の認証の手数料を負担するには、その額を定款に記載し、又は記録しておかなければならない。
- イ 定款に成立後の株式会社の資本金及び資本準備金の額に関する事項についての定めがない場合において、株式会社の設立に際して当該事項を定めようとするときは、発起人は、その全員の同意を得なければならない。
- ウ 裁判所は、金銭以外の財産の出資に関する事項について裁判所が選任した検査役の報告を受けた場合において、当該検査役の調査を経た当該財産を出資する者に対して割り当てる設立時発行株式の数を不当と認めたときは、これを変更する決定をしなければならない。
- エ 募集設立の場合において、発起人以外の者は、金銭以外の財産の出資をすることができない。
- オ 発起設立の場合において、発起人が株式会社の成立の時までに公証人の認証を受けた定款を変更して発行可能株式総数の定めを設けるには、発起人の過半数の同意を得れば足りる。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第28問 株式の分割と株式無償割当てに関する次の1から5までの記述のうち、正しいものは、どれか。

- 1 株式会社が株式無償割当てをする場合には、自己株式を有する当該株式会社に対しても株式を割り当てることができる。
- 2 株式会社が株式の分割をする場合には、株主の有する株式と異なる種類の株式を当該株主に取得させることができる。
- 3 株式会社が株式無償割当てをする場合には、当該株式会社の株主に対し交付しなければならない当該株式会社の株式の数に1株に満たない端数が生ずることがある。
- 4 現に2以上の種類の株式を発行している株式会社であっても、株式の分割をする場合には、株主総会の決議によらないで、発行可能株式総数を増加する定款の変更をすることができる。
- 5 株式会社が株式無償割当てをする場合には、資本金の額が増加する。

第29問 新株予約権付社債に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 株式会社は、その発行する新株予約権付社債を引き受ける者の募集をしようとする場合には、新株予約権付社債に付された募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要することとするときであっても、当該募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日を定めることを要しない。
- イ 株式会社は、新株予約権付社債を発行する場合には、各社債の金額又は社債権者の数にかかわらず、社債管理者を定めることを要しない。
- ウ 株式会社は、自己新株予約権付社債に付された新株予約権を行使することができる。
- エ 株式会社は、新株予約権付社債を発行した日以後遅滞なく、新株予約権原簿及び社債原簿を作成しなければならない。
- オ 新株予約権付社債に付された新株予約権については、当該新株予約権の内容として一定の事由が生じた場合に限り当該新株予約権を行使することができる旨の条件を定めることはできない。

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第30問 株主による議決権の行使に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 株式を譲り受けた株式取得者が株式会社に対し株主名簿の名義書換の請求をした場合において、当該株式会社の過失により名義書換が行われなかつたときは、当該株式会社は、株主名簿の名義書換がないことを理由として、当該株式の譲渡を否定することができない。
- イ 株主総会において議決権を行使することができる株主の数が1000人以上である株式会社においては、株主総会を招集する場合には、当該株主総会に出席しない株主が電磁的方法によって議決権を行使することができる旨を定めなければならない。
- ウ 株主総会において議決権を行使する株主の代理人の資格を当該株式会社の株主に制限する旨の定款の定めは無効である。
- エ 株主が、書面による議決権行使の期限までに書面によって株主総会における議決権を行使した場合であつても、自ら当該株主総会に出席して議決権を行使したときは、書面による議決権の行使は、その効力を失う。
- オ 他人のために株式を有する者でない株主は、その有する議決権を統一しないで行使することができない。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第31問 取締役会に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 取締役会の招集権者を代表取締役に限定するには、定款の定めによらなければならない。
- イ 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社の監査役に対しては取締役会の招集の通知を発することを要しない。
- ウ 取締役会の決議の目的である事項について、決議に参加した取締役による賛否が同数となった後、当該取締役による過半数の賛成により議長一任の決議が成立したときは、議長は、決裁権を行使して、賛否が同数となった当該事項についての取締役会の決議を成立させることができる。
- エ 取締役会の決議による代表取締役の解職は、当該代表取締役に対し、当該決議を告知することによって、その効力を生ずる。
- オ 監査役設置会社の取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役及び監査役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、決議の省略に係る定款の定めがないときであっても、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなされる。

1 アウ

2 アオ

3 イウ

4 イエ

5 エオ

第32問 純資産額が300万円を下回らない株式会社における剩余金の配当に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 指名委員会等設置会社は、配当財産を金銭以外の財産とし、かつ、株主に対して金銭分配請求権を与えないこととする旨を取締役会が定めることができる内容とする定款の定めを設けることができる。
- イ 株式会社が分配可能額を超えて剩余金の配当をした場合において当該剩余金の配当に関する職務を行った業務執行者が当該株式会社に対して負う金銭支払義務は、総株主の同意があるときは、その全額を免除することができる。
- ウ 株式会社が分配可能額を超えて剩余金の配当をした場合には、当該株式会社の債権者は、当該剩余金の配当を受けた株主に対し、当該債権者が当該株式会社に対して有する債権額を限度として、当該株主が交付を受けた配当財産の帳簿価額に相当する金銭を支払わせることができる。
- エ 株式会社が定時株主総会の決議に基づき剩余金の配当をした場合において、配当財産の帳簿価額の総額が当該剩余金の配当がその効力を生ずる日における分配可能額を超えないときは、当該剩余金の配当をした日の属する事業年度に係る計算書類につき定時株主総会の承認を受けた時において欠損が生じたときであっても、当該剩余金の配当に関する職務を行った業務執行者は、当該株式会社に対し、当該欠損の額を支払う義務を負わない。
- オ 清算株式会社は、その株主に対し、剩余金の配当をすることができない。

1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

第33問 持分会社に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 合名会社の定款には、その社員の全部を無限責任社員とする旨を記載し、又は記録することを要しない。
- イ 合名会社の業務を執行する社員が、自己若しくは第三者の利益を図り又は当該合名会社に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該合名会社に財産上の損害を加えたときは、当該社員には会社法上の特別背任罪が成立する。
- ウ 合資会社の債権者は、当該合資会社の計算書類の閲覧又は謄写の請求をすることはできない。
- エ 合同会社は、定款又は総社員の同意によって、当該合同会社が総社員の同意によつて解散した場合における当該合同会社の財産の処分の方法を定めることができる。
- オ 合同会社は、株式移転設立完全親会社になることはできない。

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第34問 合併に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 2以上の株式会社が新設合併をする場合において、新設合併設立会社が株式会社であるときは、新設合併契約において、新設合併消滅株式会社の株主に対して、新設合併設立会社の株式に加え、金銭を交付することを定めることができる。
- イ 株式会社と株式会社とが新設合併をする場合において、一方の株式会社が他方の株式会社の特別支配会社であるときは、当該他方の株式会社は、株主総会の決議によって、新設合併契約の承認を受けることを要しない。
- ウ 吸収合併契約において定めた効力発生日に債権者の異議手続が終了していない場合には、効力発生日後に債権者の異議手続を終えたときであっても、吸収合併は、その効力を生じない。
- エ 吸収合併存続株式会社に対してされた株式買取請求に係る株式の買取りは、効力発生日に、その効力を生ずる。
- オ 新設合併消滅株式会社がその株主に対する新設合併をする旨並びに他の新設合併消滅会社及び設立会社の商号及び住所の通知は、新設合併契約の承認を受ける株主総会の決議後にしなければならない。

1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

第35問 商法上の仲立人に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 他人間の婚姻の媒介を行うことを業とする者は、商法上の仲立人ではない。
- イ 商法上の仲立人は、その媒介した見本売買において当該見本売買の一方の当事者であって媒介の委託を受けていなかったものから見本を受け取り、これを保管したときは、当該当事者に対して保管に関する報酬を請求することができる。
- ウ 商法上の仲立人は、その媒介した取引の成立前に、当該取引の一方の当事者の氏名又は商号をその相手方に示さなかった場合であっても、当該取引の成立後相当の期間内に、当該当事者の氏名又は商号を当該相手方に示したときは、当該相手方に対して自ら当該取引に係る債務を履行する義務を負わない。
- エ 商法上の仲立人は、その媒介した売買契約の代金を自ら売主に支払ったときは、売主に対し、当該売買契約に基づき、売買の目的物の引渡しを請求することができる。
- オ 商法上の仲立人は、その媒介した取引の一方の当事者のみから媒介の委託を受けていた場合であっても、当該当事者の相手方に対してその報酬の半額を請求することができる。

1 アウ

2 アオ

3 イウ

4 イエ

5 エオ

[記入例]

受 験 地
受 験 番 号
氏 名

東 京
3 6
民 事 二 子

} 左の者が受験者の場合の記入例は、
下記のとおりとなります。

受 験 地		受 験 番 号				氏 名	
東 京							
十の位	一の位	千の位	百の位	十の位	一の位		
0	1			3	6		
(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
(2)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
(3)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)		
(4)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)		
(5)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)		
(6)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)		
(7)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)		
(8)	(7)	(7)	(7)	(7)	(7)		
(9)	(8)	(8)	(8)	(8)	(8)		
	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)		

(この欄記入不要)
試験区分 (2)

受験地コード番号表

01 東京	02 横浜	03 さいたま	04 千葉	05 水戸	06 宇都宮	07 前橋	08 静岡	09 甲府	10 長野
11 新潟	12 大阪	13 京都	14 神戸	15 奈良	16 大津	17 和歌山	18 名古屋	19 津	20 岐阜
21 福井	22 金沢	23 富山	24 広島	25 山口	26 岡山	27 鳥取	28 松江	29 福岡	30 佐賀
31 長崎	32 大分	33 熊本	34 鹿児島	35 宮崎	36 那覇	37 仙台	38 福島	39 山形	40 盛岡
41 秋田	42 青森	43 札幌	44 函館	45 旭川	46 鈴鹿	47 高松	48 徳島	49 高知	50 松山